

令和6年1月中旬から順次「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは年に一度、加入者の皆様に健康保険に対する関心を高めていただくために「医療費のお知らせ」をお送りしています。この機会にご自身やご家族様の健康づくりにお役立てください。

「医療費のお知らせ」スケジュールとお願い

令和5年11月上旬
加入者データの抽出

令和6年1月中旬～下旬
順次、各事業所様宛に送付

令和6年1月下旬以降
事業主様から皆様のお手元へ

- ・「医療費のお知らせ」は、加入者の世帯ごとにとりまとめ各事業所様へお送りしています。大切な個人情報が含まれますので、封筒を開封せずに被保険者様へお渡しください。
- ・「医療費のお知らせ」は、令和5年11月上旬の加入者データに基づき作成しています。既に退職された等の理由で被保険者様へお渡しができない場合には、協会けんぽへご返送ください。

- 対象者 協会けんぽ加入者で、対象期間中に医療機関等を受診された方
- 対象期間 令和4年10月から令和5年8月まで（昨年度より1か月短縮）
- 送付時期 令和6年1月中旬から順次、各事業所様あてに送付
- お知らせ内容 受診された方の氏名、診療年月、医療機関名、医療費の総額など

「医療費のお知らせ」よくあるお問い合わせ

Q：令和5年9月から12月に受診した分の医療費が記載されていないのはなぜですか？

A：「医療費のお知らせ」の作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データを使用していますが、協会けんぽに届くまで、受診した月から3か月以上かかります。令和6年2月の確定申告時期に「医療費のお知らせ」をご利用いただくことを可能とするため、令和5年8月受診分までとさせていただきます。

Q：「医療費のお知らせ」に記載される受診期間が1ヶ月短くなったのはなぜですか？

A：「医療費のお知らせ」を可能な限り令和6年1月中に事業所様宛（任意継続被保険者の方はご自宅）へ到着できるように、送付時期を早めることによります。

Q：「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるのはなぜですか？

A：「医療費のお知らせ」には主に令和4年10月から令和5年8月までに医療機関を受診された分が記載されています。ただし、特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合など、様々な理由により「医療費のお知らせ」に記載されないことがあります。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。



【「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告に使用できます】

医療費控除の申告の際に添付資料として「医療費のお知らせ」が使用できます。

ただし、「医療費のお知らせ」に記載のない医療費については、別途「医療費控除の明細書」が必要となります。

確定申告（医療費控除）の詳細については、**最寄りの税務署**にお尋ねください。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは **レセプトグループ**【☎026-480-0562】まで

健康保険委員の登録はお済みですか？

協会けんぽ長野支部では、加入事業所様に対し「健康保険委員」へのご登録をお願いしております。従業員皆様の健康づくりに役立つ、お得なサポートを無料で受けられますので、是非ご登録ください！

お得なサポートはこちら👉

① 健康保険に関する広報誌等を年4回お届け！

健康に役立つ情報が満載の広報誌、健康保険の制度などが網羅されたパンフレットや、広報マンガをお届けします。

② 健康づくりに関する、無料講習会の実施！

運動、メンタルヘルスなど、20以上の講座の中から好きな講座を受講いただけます！

(※一部の講座では回数制限等ございます)

事業所様に赴き実施するほか、オンラインで実施可能な講座もあります。※講座はすべて無料です。

③ 研修会の実施！

年1回、年金事務所と合同の健康保険に関する研修会にご参加いただけます。※参加は任意です。

お申し込みの際は、届出書をFAX(026-238-1257)または郵送にてお申し込みください。

届出書は協会けんぽ長野支部のホームページよりダウンロードできます。

※健康保険委員への登録にあたり、登録費・会費等はありません。



健康保険委員に関するお問い合わせは 企画総務グループ【☎026-238-1251】まで

いつ受診するかで医療費に差が出ます！

緊急でない病気やケガで、診療時間外や休日、深夜に医療機関を受診することを、「コンビニ受診」と言います。

診療時間内に受診したときの初診料と深夜に受診したときの初診料を比べると、同じ診察内容でも医療費が**割増し**になります。医療費の増加の抑制と、皆様からいただいている大切な保険料の節約のためにも、緊急でない場合には時間外の受診を控え、診療時間内に受診することを意識しましょう。

【診療時間の違いによる本人負担医療費の違い(例：6歳以上の初診料)】

		診療時間内	時間外 平日はおおむね 6～8時/18～22時 土曜日はおおむね 6～8時/12～22時	休日 日曜・祝日・ 年末年始の 休診日	深夜 22～6時
本人負担 医療費(3割)		864円	1,119円	1,614円	2,304円
差額		—	+255円	+750円	+1,440円

※一部の医療機関については加算料金・加算対象時間が異なります。

※実際の医療機関での本人負担医療費は、診療点数の合計点から算出した一部負担金の10円未満を四捨五入した金額になります。

～大切なお知らせ～

資格の切れた保険証(退職日の翌日や扶養から外れた日以降の保険証)は**使用できません**。誤って資格の切れた保険証を使用した場合、被保険者様に医療費(協会けんぽ負担分)の返納を求めています。保険証の速やかな返却にご協力ください。



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう！

毎月10日に健康情報配信中!

登録はこちらから▶▶▶▶▶▶



kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ) からメールを受信できるように設定してください。